

様式第2号（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

法第9条第4項の規定による報告書（外国会社）

令和 年 月 日現在

令和 年 月 日

公正取引委員会 殿

名 称  
 代表者の役職 氏名  
 (代理人の住所 氏名) 印

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条第4項の規定により、昭和28年公正取引委員会規則第1号第1条の4第2項に掲げる書類を添え、下記のとおり報告します。

記

1 提出会社に関する事項

(ふりがな) 名称及び住所 (注1)	日本国内の支店 又は出張所等の 名称及び所在地		〒
	事務上の連絡先、 電話番号及び担 当者		〒
国 籍 等	国 籍	設立準拠法	設立年月日
			決算の時期
現に営む事業の 概要 (注2)			
総 資 産 等 (注3)	総資産 (A) (注4)	所有株式のうち国内の 子会社(注5)の株式の帳 簿価格(注6) (B)	子会社の株式の総資産に対する 所有比率 (注7) $(B)/(A) \times 100$
	(邦貨換算 百万円) (換算率 )	(邦貨換算 百万円)	%
我が国における 事業の概要 (注8)	事業分野 (注9)	最近1年間の売上額 (注10)	備考 (注11)
		百万円	
報告の状況 (注12)	1 前期分提出 2 新規提出 3 以前に提出 → 前回提出年月 年 月		

(注) 1 前回の報告書の記載時点後に名称を変更した場合は、旧名称を付記すること。

2 現に営む事業の概要は、我が国において営んでいない事業も含め、事業内容が分かるように具体的に記載すること。

3 換算率は、決算日の為替相場によること。

- 4 邦貨に換算した額については、百万円未満を切り捨てて記載すること。なお、提出会社単独の総資産の額を記載し得ないやむを得ない事情がある場合には、提出会社又はその親会社の連結決算書における総資産をもって代えることができる。この場合には、連結決算書における総資産であることを注記すること。
- 5 子会社とは、法第9条第5項の規定により会社の子会社として定義されているものをいう。
- 6 株式の帳簿価格には、合名会社、合資会社又は合同会社である子会社に対する出資金額を含めること。なお、邦貨に換算した額については、百万円未満を切り捨てて記載すること。
- 7 子会社の株式の総資産に対する所有比率は、小数点以下2桁を四捨五入し、小数点以下1桁までを記載すること。
- 8 我が国における事業の概要は、提出会社が我が国において事業を営んでいない場合には、記載を要しない。
- 9 事業分野の分類は、日本標準産業分類の小分類（3桁分類）に準拠するものとする。また、事業分野については、提出会社の属する事業分野のうち、提出会社の最近1年間の売上額が最も多いものを記載すること。ただし、当該事業分野における提出会社の最近1年間の売上額が600億円未満である場合又は当該事業分野全体の最近1年間の売上額が6000億円以下である場合には、記載を要しない。
- 10 最近1年間の売上額は、記載する事業分野における売上額を、百万円未満を切り捨てて記載すること。
- 11 備考欄には、記載する事業分野において、提出会社の全国における市場占拠率（シェア）が10%以上である場合又は10%以上であると推定される場合にレ印を付すること。当該推定に当たっては、政府が作成した統計の最近に公表された情報を用いることができる。
- 12 該当する番号を○で囲み、3に該当する場合には前回の提出年月を記載すること。

## 2 国内の子会社及び実質子会社に関する事項

□印のついた欄については、該当する□にレ印を付すること。

提出会社が合資会社を子会社又は実質子会社に有する場合には、当該会社については「議決権保有比率」を「出資比率」と読み替えることとする。

- (1) 子会社（提出会社の議決権保有比率（子会社が保有している分を含む。以下同じ。）が50%超である国内の会社）に関する事項（注1）

番号	子会社名 (注2)	総資産 (注3)	事業分野 (注4)	最近1年間の売上額 (注5)	備考 (注6)
		百万円		百万円	

(注) 1 連結子会社（連結財務諸表の用語，様式及び作成方法に関する規則（昭和 51 年大蔵省令第 28 号）第 2 条第 4 号に規定する連結子会社をいう。以下同じ。）に相当する会社以外の子会社であり，かつ，持分法適用会社（同条第 8 号に規定する持分法が適用される非連結子会社（同条第 6 号に規定する非連結子会社をいう。）及び関連会社（同条第 7 号に規定する関連会社をいう。）をいう。以下同じ。）に相当する会社以外の子会社については，記載を省略することができる。連結子会社又は持分法適用会社に相当する子会社のみを記載した場合は，その旨を「4 その他参考となるべき事項」に記載すること。また，総資産が 3000 億円以下であり，かつ，次のいずれかに該当する子会社についても，記載を省略することができる。

① 当該子会社の最近 1 年間の売上額が最も多い事業分野において，当該売上額が 600 億円未満である子会社

② 当該子会社が属する事業分野において，事業分野全体の最近 1 年間の売上額が 6000 億円以下である子会社

2 子会社の記載順は，総資産の大きい順とする。また，前回提出した報告書において子会社として記載されなかった子会社名の冒頭には，○を付すること。なお，子会社の名称が前回提出した報告書の記載時点後に変わった場合には，旧名称を付記すること。

3 総資産は，当該子会社の最終の決算日の時点のものを，百万円未満を切り捨てて記載すること。ただし，当該子会社の総資産が 3000 億円以下である場合には，記載を要しない。

4 事業分野の分類及び記載方法については，1 の注 9 と同様とする。ただし，当該子会社の最近 1 年間の総売上額に占める当該事業分野における最近 1 年間の売上額の割合が 25%未満である場合には，記載を要しない。

5 最近 1 年間の売上額については，1 の注 10 と同様とする。

6 備考欄については，1 の注 11 と同様とする。

(2) 実質子会社（提出会社の議決権保有比率が 25%超 50%以下であり，かつ，提出会社の議決権保有比率が最も高い（他に同率の株主がいる場合を除く。）国内の会社）の有無（注 1）

無 → 3へ

有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。

番号	実質子会社名 (注 2)	総資産 (注 3)	総売上額 (注 4)
		百万円	百万円

(注) 1 連結子会社に相当する会社以外の実質子会社であり，かつ，持分法適用会社に相当する会社

以外の実質子会社については、記載を省略することができる。連結子会社又は持分法適用会社に相当する実質子会社のみを記載した場合は、その旨を「4 その他参考となるべき事項」に記載すること。また、総資産が 3000 億円以下であり、かつ、総売上額が 600 億円未満である実質子会社についても記載を省略することができる。

- 2 実質子会社の記載順は、総資産の大きい順とする。また、前回提出した報告書において実質子会社として記載されなかった実質子会社名の冒頭には、○を付すること。なお、実質子会社の名称が前回提出した報告書の記載時点後に変わった場合には、旧名称を付記すること。
- 3 総資産については、(1)の注3と同様とする。
- 4 総売上額は、当該実質子会社の最終の決算日の時点のものを、百万円未満を切り捨てて記載すること。ただし、総売上額が 600 億円未満である場合には、記載を要しない。

### 3 提出会社グループに関する事項

(1) 提出会社及び子会社の総資産の合計額（注1）	百万円
(2) 提出会社、子会社及び実質子会社（これらの会社のうち、銀行業、保険業又は第一種金融商品取引業を営む会社を除く。）の総資産の合計額（注2）	百万円

(注) 1 国内の会社に係るものに限る。また、提出会社及び連結子会社又は持分法適用会社に相当する子会社の総資産の合計額が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令（昭和52年政令第317号）第15条の規定による額を超える場合には、当該総資産の合計額を記載することができる。当該総資産の合計額を記載した場合は、その旨を「4 その他参考となるべき事項」に記載すること。

なお、計算方法は、以下に掲げる2通りのいずれかとする（採用した計算方法の番号を金額の冒頭に付するものとする。）。

- ① 提出会社及び子会社の総資産の合計額
  - ② 提出会社及び子会社の総資産の額について各社の間で投資勘定及び資本勘定並びに債権及び債務を相殺消去して合計して算出した額
- 2 国内の会社に係るものに限る。また、提出会社、連結子会社又は持分法適用会社に相当する子会社及び連結子会社又は持分法適用会社に相当する実質子会社（これらの会社のうち、銀行業、保険業又は第一種金融商品取引業を営む会社を除く。）の総資産の合計額が 10 兆円以下又は当該総資産の合計額が 15 兆円を超える場合には、当該総資産の合計額を記載することができる。当該総資産の合計額を記載した場合は、その旨を「4 その他参考となるべき事項」に記載すること。

なお、計算方法は、以下に掲げる2通りのいずれかとする（採用した計算方法の番号を金額の冒頭に付するものとする。）。

- ① 提出会社，子会社及び実質子会社（これらの会社のうち，銀行業，保険業又は第一種金融商品取引業を営む会社を除く。）の総資産の合計額
- ② 提出会社，子会社及び実質子会社（これらの会社のうち，銀行業，保険業又は第一種金融商品取引業を営む会社を除く。）の総資産の額について各社の間で投資勘定及び資本勘定並びに債権及び債務を相殺消去して合計して算出した額

#### 4 その他参考となるべき事項